

避難所開設運営支援員に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区において災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用される大規模な災害が発生した場合において、区民による自発的な協力活動を奨励し、もって豊島区における円滑な避難所運営の実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 避難所 豊島区地域防災計画で指定する救援センター、補助救援センター、福祉救援センター
- (2) 避難所業務 避難所の開設及び運営に係る業務
- (3) 避難所開設運営支援員 豊島区地域防災計画に定める地域防災組織と連携、協力して避難所業務に従事する者として、次条に定める者の総称

(避難所開設運営支援員の構成)

第3条 前条に定める避難所開設運営支援員の構成は以下各号のとおりとする。

- (1) 防災リーダー(防災士) 認定特定非営利活動法人日本防災士機構の防災士資格を取得し、あらかじめ区の指定する避難所業務の指揮に関する研修や訓練等に参加した者
- (2) 女性防災リーダー あらかじめ区の指定する女性の視点での避難所業務に関する研修や訓練等に参加した者
- (3) 防災サポーター あらかじめ区の指定する避難所業務に関する研修や訓練等に参加した者
- (4) 前号までに定める者、区長又は区職員の指揮の下、避難所業務に協力し、従事する者

(避難所開設運営支援員の役割)

第4条 前条に定める避難所開設運営支援員は、豊島区地域防災計画に定める地域防災組織と連携、協力して避難所業務に従事する役割を果たすものとし、防災リーダー(防災士)、女性防災リーダー及び防災サポーターの役割は以下各号のとおりとする。

- (1) 防災リーダー(防災士) 避難所業務に関する指揮又は助言
- (2) 女性防災リーダー 女性の視点を取り入れた避難所業務に関する指揮又は助言
- (3) 防災サポーター 避難所業務の支援

(協力命令との関係)

第5条 避難所開設運営支援員の避難所業務への従事は、災害救助法第8条に基づいて区長が発する協力命令に基づくものとする。

(避難所開設運営支援員の登録等)

第6条 避難所開設運営支援員のうち、防災リーダー(防災士)、女性防災リーダー及び防災サポーター(以下「防災チーム登録者」という。)になろうとする者は、避難所開設運営支援員登録申込書(第1号様式)を区長に提出することとする。

- 2 前項に規定する申込書の提出があったときは、区長は、申込者に対し、区が指定した研修や訓練等を受けさせるものとする。
- 3 区長は、前項の研修や訓練等を終了した者を避難所開設運営支援員として登録し、避難所開設運営支援員登録証(第2号様式)を交付する。
- 4 防災チーム登録者の登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、避難所開設運営支援員登録事項変更・登録抹消届(第3号様式)により、区長に届け出ることとする。

(避難所開設運営支援員の出勤等)

第7条 区長は、豊島区内で災害救助法の適用を受ける大規模な災害が発生し、避難所を開設する必要が生じた場合に、避難所開設運営支援員登録者に対し、出勤を要請するものとする。

- 2 震度5強以上の地震災害が発生した場合には、前項の手続きを省略することができる。この場合、出勤の条件にあたる事実を確認した避難所開設運営支援員登録者は、区長の要請が出されたものとみなして、指定の避難所に出勤することとする。ただし、出勤することが困難な場合にはこの限りではない。
- 3 区長は、前2項に定めるほか、必要に応じて避難所開設運営支援員に対して、訓練、研修、防災啓発活動等への参加を要請することができる。

(謝礼及び交通費等)

第8条 避難所開設運営支援員の活動は、無償とする。

- 2 活動に要する交通費等の実費は、避難所開設運営支援員本人の負担とする。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

(損害補償等)

第9条 避難所開設運営支援員が、活動中の事故により死亡し、又は障害を受けたときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例(平成17年7月19日、条例第38号)の規定に基づき、補償するものとする。

- 2 避難所開設運営支援員は、活動中の事故に備え、区が指定する損害賠償保険に加入するものとする。
- 3 前項の規定による保険への加入手続は区長が行い、保険費用は区長が負担する。

(委 任)

第 10 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

豊島区長 殿

避難所開設運営支援員登録申込書

避難所開設運営支援員に関する要綱第6条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。

ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
住 所 (自 宅)	〒		
連 絡 先	電話番号:		
	メールアドレス:		
類 型 (○で1つ囲む)	・防災リーダー(防災士) ・女性防災リーダー ・防災サポーター		

個人情報の利用目的

豊島区は、避難所開設運営支援員の登録にあたって提供いただく個人情報について、個人情報保護法を順守し、次のとおり適切に管理利用いたします。

1. 個人情報の利用目的

- (1) 登録者名簿の作成
- (2) 平常時に行う訓練及びイベントに関する連絡並びに災害時の連絡
- (3) 避難所開設運営支援員の保険加入に係る業務
- (4) その他避難所開設運営支援員の活動に付随する業務

2. 個人情報の提供

次の場合に、ご本人の個人情報を関係機関に提供することがあります。

- (1) 保険の加入にあたり、保険を取り扱う保険会社に提供する場合
- (2) その他、避難所開設運営支援員の活動を行う上で、必要と区長が認めた場合

第2号様式(第6条関係)

(表)85mm×53mm

避難所開設運営支援員登録証	
氏名	●● ●●
登録番号	●●●●●●
類型	●●●●●●
上記の者は避難所開設運営支援員であることを証明する。	
令和●年(●●●●年)●月●日	
豊島区長 印	

(裏)85mm×53mm

- この登録証は常に携帯し、必要のある時には提示しなければならない。
- この登録証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
- この登録証を紛失し、若しくは破損した時、または記載事項に変更があったときは、速やかに届出なければならない。
- 登録の身分を失ったときは、直ちに返還しなければならない。

年 月 日

豊島区長 殿

避難所開設運営支援員(登録事項変更・登録辞退)届

避難所開設運営支援員に関する要綱第6条第4項の規定により、避難所開設運営支援員の登録事項の変更(登録辞退)を届け出ます。

氏名		
住所 (自宅)		〒
登録変更	変更項目 (変更前)	
	変更項目 (変更後)	
登録辞退	辞退理由	